

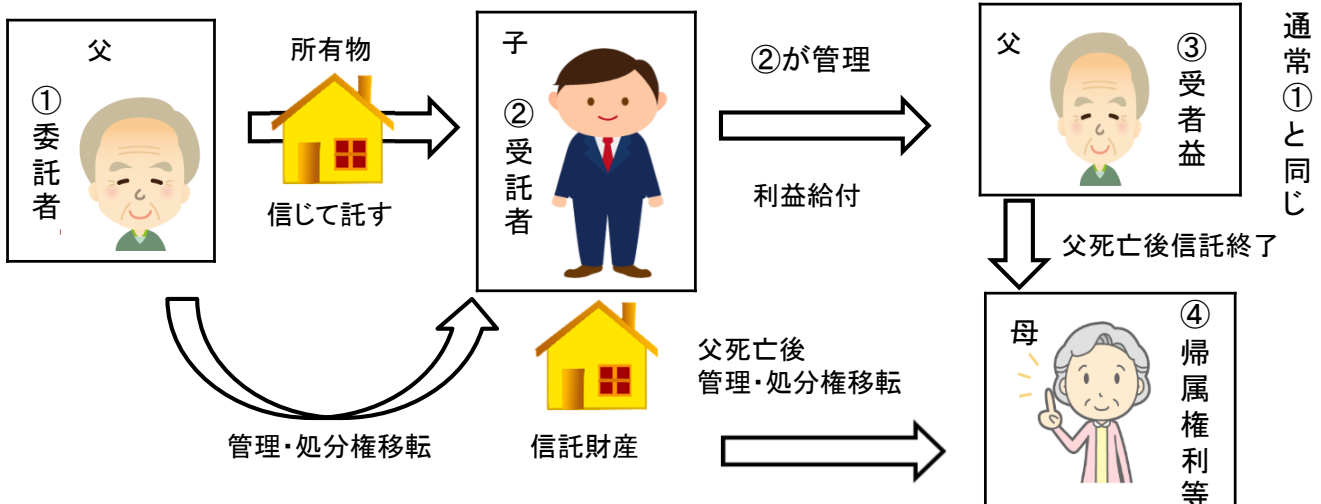
アパマンオーナーのための『不動産税務通信』R4.12月号

税金のワンポイントアドバイス

家族信託による相続対策

Q1. 家族信託とはどういう制度ですか。

A1. 家族信託とは信頼できる家族に財産を託して管理及び処分を任せる仕組みのことをいいます。



Q2. 家族信託が出来る資産について教えてください。

A2. 家族信託が出来る資産	現金、不動産、美術品、自己株式、上場株式などの有価証券（※）
家族信託が出来ない資産	農地 預貯金（下記Q3参照）

※ 上場株式に対応している証券会社が少ないため、信託できない場合もあります。

Q3. 家族信託はどのような場合に有効ですか。

A3. 具体例	メリット
認知症対策として、信託を利用することで財産を守りたい場合	父の判断能力が低下する前に子に財産の管理を託すことで有効に財産を守れます。
アパート経営を子に託したい場合	子にアパートを管理してもらい父が利益を受け取れます。子が信託目的の範囲内でアパートを売却して他のアパートの購入など再投資も可能です。
父の金融資産の凍結が心配な場合	認知症と判断されると金融機関からの預金が引き出せなくなる可能性があり、これを防ぐことができます。（預貯金は譲渡が禁止されているため、通帳は信託財産になりません。預金をいったん引出し、受託者に信託し、受託者は信託口座や信託専用口座を作成した上で、委託者の預金を入金することで、委託者の預金の保護が可能となります。）

電話・メール相談

TEL : 03-3344-3301
 FAX : 03-3344-9053
 Mail : ask@tokyocity.co.jp

ご利用時間 月～金 09:30～17:30
 土・日・祝 09:30～17:30
 (土・日・祝は12:00～13:00除く)

編集担当：川内 美香



面接相談

新宿相談所（新宿三井ビル33階：新宿駅徒歩7分） 03-3344-3301
 横浜相談所（横浜スカイビル20階：横浜駅直結） 045-440-6678
 東京日本橋相談所（ビジネスエアポート日本橋内：日本橋駅B1出口より徒歩2分）
 03-3344-3308